

第11回議会改革検討協議会 議事録（要点筆記）

【日 時】平成28年3月25日（金）10時00分開会

【委 員】溝口委員長、南出副委員長、池辺委員、草刈委員、中谷委員、野田委員、森下委員、貫野議長、林副議長

【職 員】櫻井事務局長、牧田事務局次長、里見事務局次長補佐、中山議事調査係長

1 今後の検討課題について

①議会施設の活用について

利用目的：学校教育に資するもの

対象：児童、生徒、学生

内容：中学生サミット、子ども議会、それらの打合せ、児童会、生徒会会議、18歳投票権に向けた模擬投票、市政・教育についての懇談会、発表会、興味関心ある議題についての討論会、発表会

時間帯：平日の開庁時間

手続き：施設利用の申し込み様式は事務局で作成

今後について：教育委員会へ打診する。議運に対して報告。

②既存施設でのテレビを活用しての中継について

業者に委託や新たなシステムを構築すると相当の費用がかかる。

施設の既存パソコンからプロジェクター及び、テレビ画面をつないで試験をする。

③委員会や特別委員会でのネット中継について

必要なもの：ビデオ撮影用のカメラ

会議の対象：常任委員会、予算、決算審査特別委員会、その他特別委員会

※公開している会議を対象とする。

委員会において導入の方向で合意。

会派に持ち帰り確認の上、次の会議にて決定をする。

④議会改革検討協議会の会議録要点筆記のHPへの掲載について

掲載内容：基本的には、参加者、決定事項を記載する。

⑤議会BCP（災害時対応）について

先進事例（別紙資料）

会派に持ち帰り、それぞれの考え方を次回提示する。

その他

- ・ H Pからの意見、問い合わせについて

議長が受けて、然るべき機関と連携の上、対応をする。

留意事項：ひとまずの返信は出来る限り早期に実施。

届いた内容と回答した内容は、キャビネット等を利用し情報共有を図る

届いた内容と回答した内容は、紙ベースで共有できるようとする。

内容によっては議長判断により、取扱いの有無を決定する。

次回会議の日程について

4月 25 日（月）13時30分～

議会 BCP 先進事例

●東京都小平市議会基本条例

(災害時の議会等の対応) 第13条 議会及び議員は、災害による不測の事態が生じたときは、市民の生命及び財産を保護するため市長等と連携し、災害対策の対応に努めるものとする。2 議会及び議員は、災害の発生に備えるため、平常時から地域の情報を把握するとともに市長等と情報を共有するように努めるものとする。

【解説】 平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓から、災害発生時の対応及び平常時における防災への対応について、議会としての基本的なあり方を定めています。災害が発生した場合には、各地域において災害情報の把握を早急に行い、市の災害対策本部と緊密な連携を図り、議会として速やかに対応します。また、日常的な防災・減災の対策については、市長等の情報を速やかに把握できるよう、議会として情報共有ができる機関等の検討を視野に入れ定めています。

●東京都調布市議会基本条例

(災害時支援) 第12条 議長は、調布市災害対策本部条例(昭和38年調布市条例第35号)に基づく調布市災害対策本部が設置されたときは、これを支援するため、調布市議会災害対策支援本部を設置することができます。

●埼玉県越谷市議会

○越谷市議会における災害発生時の対応要領

代表者会 平成23年9月1日制定

(趣旨) 第1条 この要領は、越谷市において地震等の災害が発生したときに、越谷市議会が越谷市災害対策本部(以下「市対策本部」という。)と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置) 第2条 越谷市議會議長(以下「議長」という。)は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、越谷市議会内に越谷市議会災害対策支援本部(以下「本部」という。)を設置することができる。

(本部の構成) 第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。4 本部役員は、

各会派の代表をもって充て、本部長及び副本部長を補佐 するとともに、本部の事務に従事する。 5 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除く全ての議員をもって 充て、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(本部の任務) 第4条 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。 (1) 議員の安否等の確認を行うこと。 (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。 (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。 (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。 (5) 必要に応じて国・県等への要望を行うこと。 (6) その他、本部長が必要と認める事項に関するこ

(議員の対応) 第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。 (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立 すること。 (2) 本部より情報の提供を受けること。 (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告すること。 (4) 各地域における活動に協力すること。 (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(議会事務局の対応) 第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。 (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、本部へ情報提供を行う。 (2) 事務局職員は、本部の業務に従事する。

(その他) 第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める ものとする。 附 則 この要領は、平成23年9月1日から施行する。

○大規模地震発生時の行動マニュアル〈越谷市議会〉※別紙

●滋賀県大津市議会基本条例

(災害時の議会対応) 第6条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。 2 災害時の議会の行動基準等に関しては、大津市議会業務継続計画（議会が災害時においても議会としての権能を果たすために必要な事項を定めた計画をいう。）で定める。

【解説】 1 議会は、大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、 住民代表機関として、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能 を的確に維持しなければならないことを定めるものです。 これは、東日本大震災における被災都市の議会で、非常時においても議会を機能させる体制が不十分であったことから、議決機関としての機能を果たせなかつたことを教訓としたものです。 2 災害時の組織体制や議会の行動基準等に関しては、地方議会で初めて策定した大津市議会 業務継続計画（議会 BCP）で定めています。 ※BCP=Business Continuity Plan の略称

大規模地震発生時の行動マニュアル〈越谷市議会〉

1. 議員の自覚

議員は、大規模地震の発生を覚知した場合、災害状況を把握し、個人の判断に基づき行動する。

2. 初動時の参集及び活動基準

議員は、自宅付近の被害状況及びテレビ・ラジオ等の情報により判断し、「越谷市議会における災害発生時の対応要領」及び次の基準に基づき行動する。なお、越谷市議会災害対策支援本部が設置された場合は、本部の指示に基づき行動する。

震 度	参 集 基 準
・震度5弱以上	本部長及び副本部長は、市役所へ参集する。 本部員は、被害状況の確認等、個人の判断に基づいて行動し、本部長から指示があった場合には、市役所へ参集する。
・震度5強以上	本部長、副本部長及び本部員は、市役所へ参集する。 本部員は、被害状況の確認等、個人の判断に基づいて行動し、本部長から指示があった場合には、市役所へ参集する。

(参考：被害事例)

震度階級	状 況
震度4	ほとんどの人が驚く。座りの悪い置物が、倒れることがある。
震度5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
震度5強	物につかまらないと歩くことが難しい。固定していない家具が倒れることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。
震度6弱	立っていることが困難になる。耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
震度6強	はわないと動くことができない。耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
震度7	耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

3. 参集及び活動時の留意事項

(1) 服装、携行品

防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、メモ帳等必要な用具等をできるかぎり携行する。また、個人用として、食料、飲料水等を携行する。

(2) 交通手段

原則として徒步、自転車、バイクを利用する。

(3) 緊急措置

火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇した時は、人命救助等適切な措置をとる。

(4) 被害状況等の収集

各議員は、被害状況や災害状況の情報収集を行う。